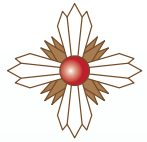


Public  
Prosecutors  
Office



真実を見つめ  
社会正義の実現のため  
犯罪に立ち向かう

# 検察庁



検察は、厳正公平・不偏不党を旨として、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用・実現することを使命としています。安全な社会があつてこそ、国民の皆さんは安心して、仕事をし、学校に行き、日常生活を送ることができるものだと思います。検察としては、警察等関係機関と連携しつつ、安全・安心な社会の実現に貢献するため、基本に忠実に、一つ一つの事件に取り組むことにより、国民の皆様の期待に応えられるよう、力を尽くしたいと考えております。

昨今の状況は、情報通信技術を悪用した犯罪や、高度に組織化された特殊詐欺事案、痛ましい児童虐待事案などが多く見られ、被疑者が黙秘・否認する事案も増えるなど、事案の解明や立証に困難を伴う犯罪事象が発生しています。こうした状況に対応していくため、捜査・公判能力の更なる向上に組織として取り組んでいきたいと考えております。

そして、犯罪の被害に遭われた方々の心情に寄り添ったきめ細やかな支援をするとともに、罪を犯した者に対する再犯防止、社会復帰支援に向けた取組についても、引き続き推進していきたいと考えております。

さらに、現在検討が進められている刑事手続 IT化について、その実現に向け、検察としても積極的に取り組んでいきたいと考えています。

検察庁職員は、検察の職務の重要性を自覚し、誇りを持って職務に取り組んでまいります。

検事総長

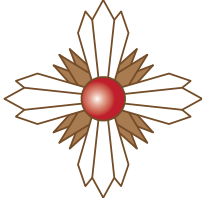
甲斐行夫

<b>検察庁とは</b> .....	3
検察庁の役割	
検察庁の組織	
検察庁の機構	
全国の検察庁で処理した事件	
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	
<b>刑事事件の手続の流れ</b> .....	5
捜査 .....	5
捜査に関する Q&A .....	5
公判 .....	7
裁判員制度について .....	7
執行 .....	8
Topics IT 化の推進の取組 .....	8
<b>検察庁の職員</b> .....	9
トークセッション .....	9
検務部門 .....	11
とある1日のスケジュール .....	14
他機関での勤務 .....	15
<b>さまざまな取組</b> .....	17
先端犯罪に関する取組	
- JPEC (先端犯罪検察ユニット) とは - .....	17
犯罪被害者支援 .....	19
再犯防止等に関する取組 .....	20
刑事司法における国際協力 .....	21
ワークライフバランス .....	22
<b>検察の理念</b> .....	23
<b>その他 Q&amp;A</b> .....	25
<b>検察庁所在地一覧</b> .....	26

## 検察庁の役割

検察の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことにあります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。



検察官記章

### ■検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことなどを証明します。証拠調べの終了後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。



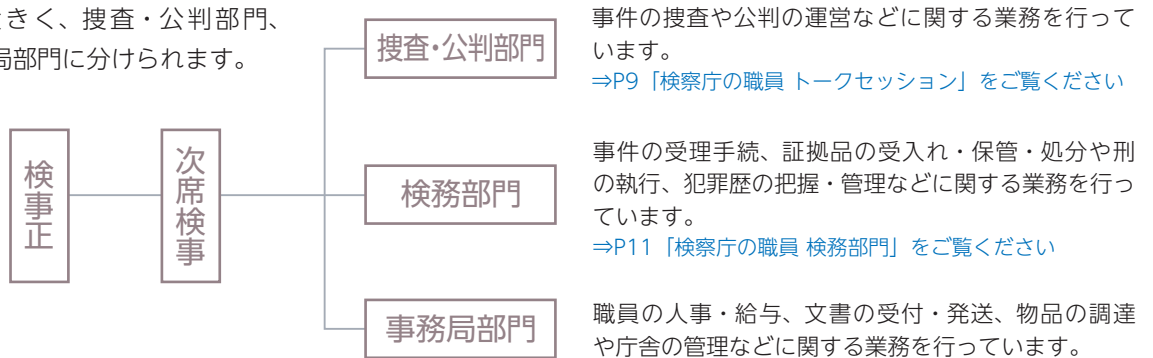
検察事務官記章

### ■検察事務官とは

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて、犯罪の捜査から裁判の遂行、そして刑の執行に至るまでの一連の刑事手続に関する業務を行うほか、総務・人事・会計等の事務を行っています。

## 検察庁の機構

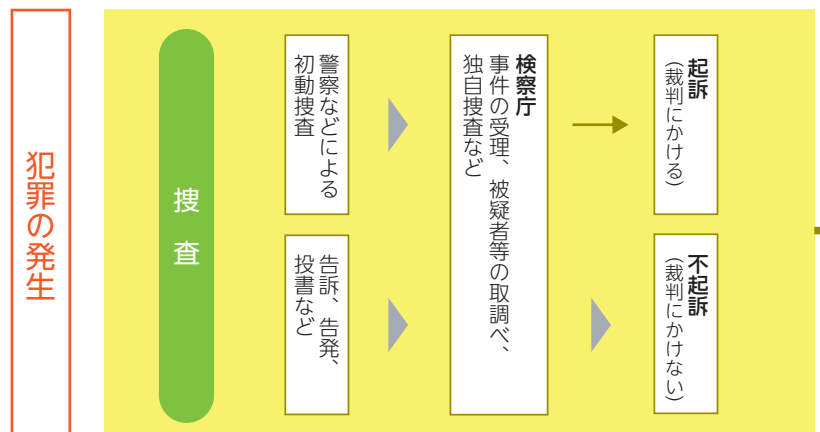
各検察庁は、大きく、捜査・公判部門、検務部門及び事務局部門に分けられます。



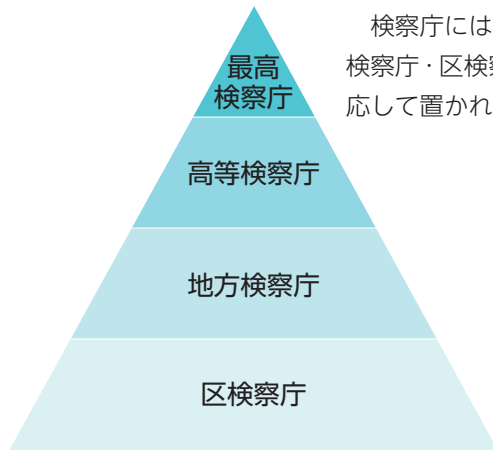
## 刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

刑事事件は、大きく、捜査、公判（裁判）及び執行の3つの段階に分かれており、その大まかな流れは右の図のとおりです。検察官・検察事務官は、それぞれの段階で活躍しています。

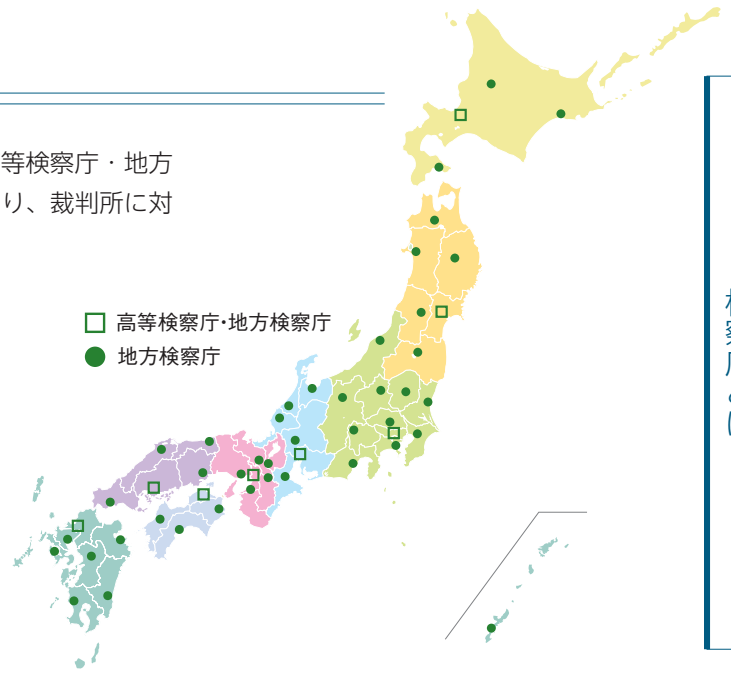
⇒ P5～8「[刑事事件の手続の流れ](#)」をご覧ください



# 検察庁の組織



検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。



検察庁とは

## ■最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

## ■高等検察庁 8庁 (支部 6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所あり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。

## ■地方検察庁 50庁 (支部 203庁)

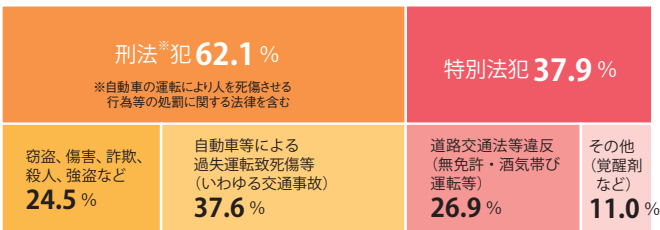
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

## ■区検察庁 438庁

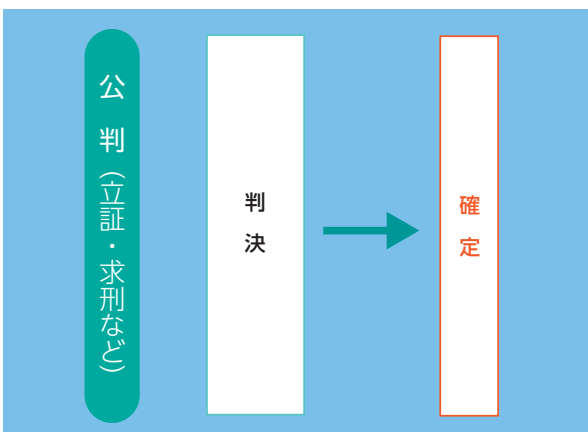
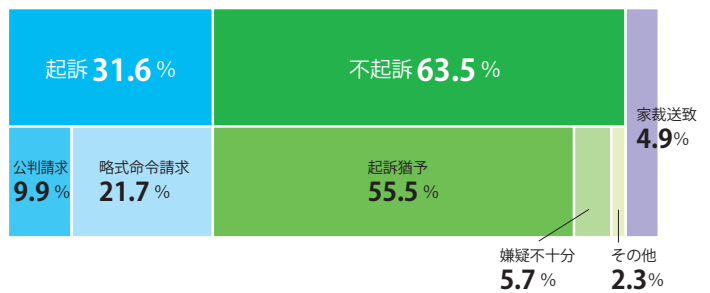
簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所があり、簡易裁判所が管轄する刑事事件を取り扱います。

# 全国の検察庁で処理した事件 (令和3年)

受理事件種別 (総数 76万 6,449人)



事件の処理区分別 (総数 77万 4,522人)



# 捜査

捜査とは、捜査機関が、犯罪があると考えたときに、真相解明や起訴・不起訴の判断のため、犯人を検挙したり、証拠を発見、収集、保全したりする手続のことをいいます。

犯罪が発生したとき、どのように捜査が行われていくのか見てみましょう。



## 捜査に関する Q&A

**Q1 検察と警察の役割はどのような違いがありますか。**

**A** 犯罪を捜査する権限があることは検察（官）と警察（官）も同じですが、上記「5 事件処理」にあるように、被疑者を起訴するか起訴しないかを定める権限を有しているのは検察官だけです。そのため、警察が捜査した事件は、「3 事件受理（検察庁への事件の送致）」のとおり、検察庁に送られることになります。

**Q2 検察官が捜査を行うのは、事件が送られてきたときだけですか。**

**A** 検察官はどのような犯罪でも捜査することができ、必要があれば、自ら検挙摘発して捜査することがあります。このような捜査を独自捜査と呼び、検察庁の重要な仕事の一つです。

## 4 被疑者の取調べ、参考人の事情聴取、捜査・差押えなどの捜査



検察官は、自ら被疑者の取調べや参考人（被害者や目撃者等）の事情聴取を行い、警察を指揮して、証拠の不十分な点について補充捜査を行うなどの捜査を行います。

### 被疑者の取調べ、参考人の事情聴取 警察への補充捜査の指揮

判断・勾留（延長）請求

**（令状事務）** 勾留請求に係る内容確認  
勾留に関する申立て等への対応

**入れ・保管** （受入）警察等の押収手続を精査  
（保管）証拠品の滅失・変質の防止

## 5 事件処理



検察官は、捜査して得られた証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴（裁判にかけるとする）か不起訴（裁判にかけない）にするかを決めます。

起訴・不起訴の決定

voice  
担当職員の声  
P9,10をチェック!

事件処理手続

事件記録等の最終点検  
起訴状の裁判所への提出等

voice  
担当職員の声  
P11をチェック!

**Q3** 一度警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか。

**A** 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。

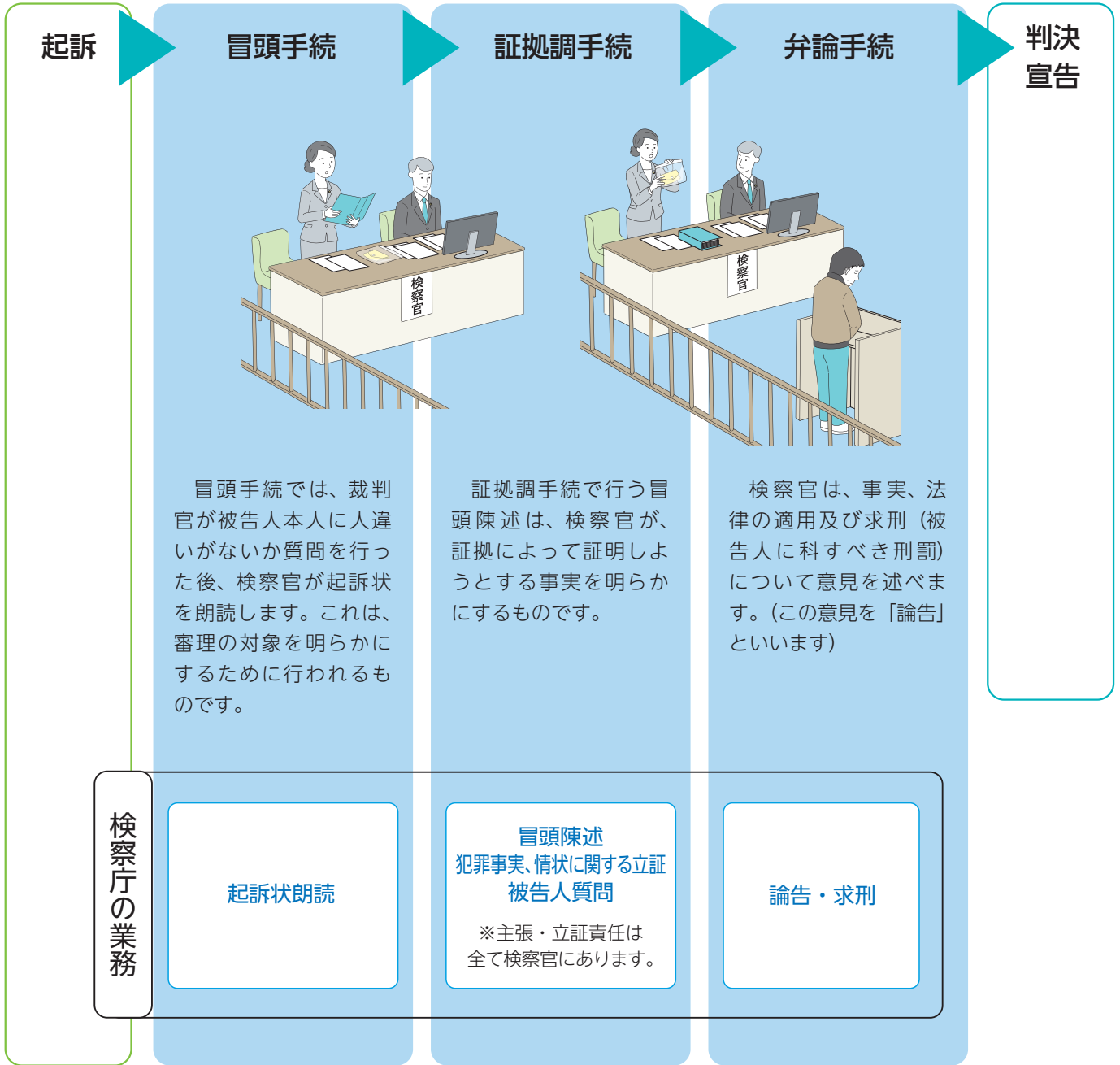
御負担をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力をお願いします。

**Q4** 起訴するか不起訴にするか、どのように決めているのですか。

**A** 被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり、起訴をする必要があると判断する場合には、裁判所に起訴状を提出して起訴します。

# 公判

検察官は、裁判所に起訴（公判請求）した事件の裁判に立ち会います。  
刑事裁判の流れと検察官が果たす役割を見てみましょう。



## 裁判員制度について



検察広報キャラクター  
サイバンインコ

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、平成 21 年から始まりました。

裁判員は、①公判に出席すること、②評議・評決をすること、③判決宣告に立ち会うことといった仕事があります。



# 執行

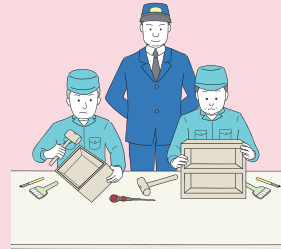
裁判で言い渡された判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。  
 なお、刑罰のうち、罰金などの徴収（国に納めさせること）は、検察庁において行っています。

## 判決の確定

### 検察官の執行指揮

#### 懲役・禁錮・拘留 ▶ 収容（刑事施設）

自由刑（懲役・禁錮又は拘留）に係る裁判が確定すると検察官が裁判の執行を指揮し、執行事務を担当する検察事務官が手続を行います。



voice  
 担当職員の声  
 P12をcheck!

#### 罰金・科料など ▶ 徴収

罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が手続を行います。



### その他

#### 収容手続等

検察庁では、逃亡被告人の収容を行なっているほか、罰金等を納付せずに逃亡している者などに対しても収容等を行い、刑事施設において労役場留置の手続を行い、適切な刑の執行を行っています。



#### 証拠品処分

没収の裁判の確定又は所有権放棄等による証拠品の処分を行っています。

#### 犯歴・記録

検察庁では、有罪の確定裁判を受けた人の犯罪歴の把握・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理するとともに、記録の閲覧申請の対応を行う場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



voice  
 担当職員の声  
 P13をcheck!

## Topics

### IT化の推進の取組



刑事手続のIT化は、情報通信技術の活用により、捜査や公判で用いられる書類を電子データ化し、オンラインで発受したり、非対面で実施できる手続を拡大したりすることで、手続に関与する国民の負担軽減や手続の円滑化・迅速化を目指すものです。

現在、法制・システムの両面からその実現に向けた検討を進めています。

# talk session

トークセッション



参加者 A 検事：東京地方検察庁刑事部検事 B 検事：東京地方検察庁公判部検事

—— 検察官、検察事務官の仕事のやりがいについて教えてください。

**A 検事** 検察官になって一番やりがいを感じるのは、様々な捜査を主体的に考えて行うことで真相を明らかにすることができるという点です。自分で事件について考え、その疑問点を解消するために、被害者を含む事件関係者から話を聞いたり、警察と協力したりしながら、様々な手法を用いて捜査を進める中で、真相を明らかにできたときはとてもやりがいを感じます。

**B 検事** 公判部の検察官として、起訴された事件の公判に立会っています。公判は、捜査を積み重ねてきた事件の集大成ともいえるべき場ですから、その立会に当たっては大きな責任を感じます。また、公判では、事件の証拠関係を全て把握した上で、様々な証拠法則や判例を踏まえつつ、適切な主張・立証を組み立てる必要があります。公判廷における主張・立証により、事案の真相を明らかにし、事案にふさわしい適正な判決を得られたときには、大きなやりがいを感じます。

**D 事務官** 立会事務官は、個別の検察官のパートナーとして検察官と二人三脚で事件の捜査に当たる検察事務官です。捜査を円滑に進められるように、取調べ等のスケジュール管理や、検察庁の各部署や関係機関との連絡調整を行うなどして、同時にたくさんの事件を抱える検察官をサポートしています。事件の処理に向けて、取調べに立ち会い、証拠の精査や書類の作成をするなど、立会事務官も積極的に捜査に関わるため、困難な事件を着実に処理できたときには、大きなやりがいを感じます。

—— 仕事をする上で心がけている（気をつけている）ことはなんですか。

**A 検事** 関わる人の立場に配慮するようにしています。刑事事件に関わらざるを得なくなった被害者や事件関係者の方は、想像し得ないような負担を強いられています。老若男女、様々な方がいらっしゃる中で、一人一人の気持ちに寄り添いながら、できる限り負担の少ないような形でお話を聞けるようにしたいと思っております。被疑者にも、様々な事情があつて犯罪に及んでいる者もいます。罪を犯したことについては適切な刑罰権を行使するとともに、社会復帰した際、再犯に及ばないように適切な支援を受けられるよう援助を行うこともあります。

**B 検事** 刑事裁判に臨むに当たっては、被告人の再犯防止を図ることも考えなければなりません。そこで、私は、刑事裁判に立会する検察官として、被告人質問の際に、被告人に対して、今後二度と犯罪を犯さないようにするためにはどうすればよいと考えているのか？といった質問をしたり、必要に応じて、関係機関や弁護士とも相談しつつ、被告人の生活環境を調整したりするように心掛けています。

**C 事務官** 犯罪被害者の方は、精神的ショックを受けている方が多いため、裁判出廷や傍聴していただく際には、少しでも御負担を軽減できるよう、事前に入念な段取りや調整をした上で、丁寧な対応を心掛けています。裁判が終わり、被害者の方が少しほっとされた表情でお礼をおっしゃってくださると、お役に立てた気がして嬉しいです。

—— 職場の雰囲気について教えてください。

**A 検事** 立会事務官は事件を解決していくために、検察官と二人三脚で働く大切なパートナーです。日々取り扱う膨大な事件についてスケジュール管理や必要な書類を作成してもらっただけではなく、事件の見通しなどを共有しながら、



**C 事務官**：東京地方検察庁公判部検察事務官 **D 事務官**：東京地方検察庁刑事部検察事務官

自分では思いつかなかった点に気付いて指摘してもらうなど、支えてもらいながら日々の執務に励んでいます。何でも話し合えるような関係性を築けるよう心がけています。

**B 検事** 上司や先輩検事は、気さくで経験豊富な方ばかりです。特に、同じ執務室で勤務している先輩検事は、分からないことを質問すると時間を惜しまず答えてくれますし、雑談にも応じてくれます。また、一緒に仕事をしている検察事務官も、経験豊富な方ばかりで、必要な書類を先回りして作成してくれたり、日々助けられています。とても働きやすい雰囲気職場です。

**C 事務官** 職場は大部屋で相談しやすい環境ですし、検察官も立会事務官も快く相談に乗ってくれます。また、立会事務官は検察官をサポートする立場ですが、検察官が意見を求めてくれることも多々ありますし、自ら率直な意見を伝えても必ず耳を傾けてくれます。検察官と立会事務官は、日頃から意見や想いを共有しながら、一緒に事件と向き合っていると思っています。

**D 事務官** 職場の雰囲気は明るく、困ったことがあっても、周囲の先輩職員等に快く相談に乗ってもらえるため、一人で抱え込むことなく、助け合いながら仕事に取り組んでいます。検察官とは、仕事の進め方を気軽に相談したり、取調べの感想を言い合うなど、和やかな雰囲気があり、共に仕事を進める中で信頼関係が生まれ、緊張感のある仕事をしつつも、居心地の良さを感じています。

—— 緊張感のある仕事だと思いますが、どのように息抜きやリフレッシュをしていますか。

**A 検事** 趣味の写真撮影等に行けるように、スケジュール調整をしながら、メリハリのある生活を送るようにして

います。また、様々なことを経験して視野を広げられるよう、休日は様々なことを体験するようにしていますが、そのことが日々の執務に役立つこともあります。デスクワーク中心なので、ヨガをする時間を作るなどして運動しながら、仕事もプライベートも健康的に送れるように心がけています。

**C 事務官** 平日は、毎週2回、昼休みの時間に仲の良い同僚と外でランチをすることでリフレッシュして、休日は、映画好きな子供と映画館に行くなどして楽しんでいます。子供がいると慌ただしい平日になりがちですが、その分、休日には家族との時間を楽しむことで、心が満たされ、それが仕事の原動力にも繋がっていると思います。

**D 事務官** 仕事終わりや休日には、ランニングや犬の散歩に行き、身体を動かしたり、読書や資格試験の勉強をして、自己研さんに励むなどしています。オンとオフの区別をしっかりとすることで、気持ちにメリハリが付き、効率的な仕事ができていると感じます。



## 検務部門

検務部門では、検察事務官が中心となって、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑等の執行手続や罰金等の徴収などの仕事をしています。

### 事件・令状

#### 事件・令状事務 福井地方検察庁

事件事務は、警察等の捜査機関から、検察庁に送られてきた事件について事件記録を点検し、法律に定められた手続に則っているかどうかを確認して受け入れる受理手続と、検察官が捜査を終えた事件について起訴や不起訴等の処分をする際、起訴状や捜査の書類等を点検した上、裁判所に提出したり、事件記録を検務部門の別の担当に引き継いだりする処理手続に関する事務です。

令状事務は、逮捕・勾留等刑事訴訟手続上の各種強制処分に関する事務であって、裁判所に対する逮捕状や勾留状などの令状請求に関する事務とその執行に関する事務です。

いずれの事務も、手続を誤って被疑者等の権利を侵害することはあってはならない上、時間的制約もあることから、適正かつ迅速な処理をすることが求められています。

そのため、事件・令状事務担当者は、個人が法律等の知識を習得するだけでなく、担当者同士で知識・経験を共

有したり、意見を交わしたり、ときには関係機関の方と連携したりするなどして、日々の業務に当たっています。

責任の重い職務ではありますが、事件・令状事務担当者として、日々、達成感とやりがいを感じています。



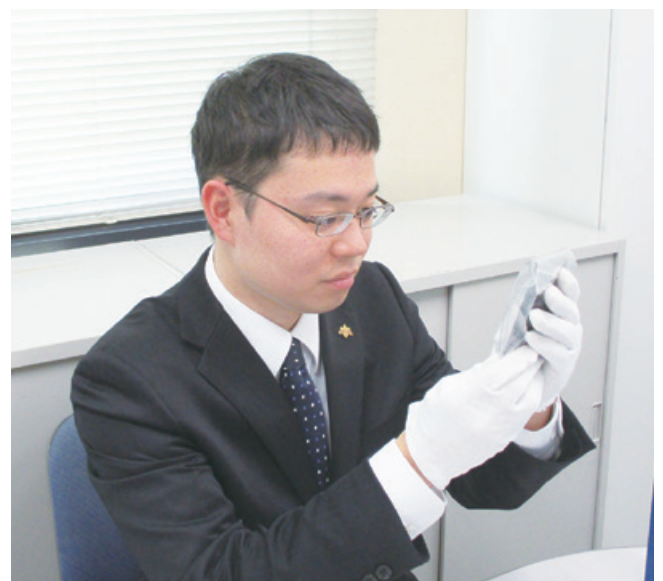
### 証拠品

#### 証拠品事務 鳥取地方検察庁

証拠品事務は、警察等が押収した証拠品を、受入れ、保管及び処分する事務です。刑事事件における証拠品は、事件の真相を究明する上で重要な資料となる一方で、所有者等の財産権を一時的に制約しますので、証拠品の品質等を精査して受け入れ、保管中も変質等しないよう証拠価値や財産的価値の保全に心掛けています。例えば、貴金属、劇毒物、拳銃や違法薬物等は特殊証拠品として、金庫で厳重に保管しています。

証拠品の処分方法は、業者と契約して売却や廃棄、関係機関への引継ぎ、差出人や所有者等への還付等ですが、場合によっては、関係者の利害関係に影響を及ぼしますので、慎重な検討が求められます。

いずれも簡単な仕事ではありませんが、上司や同僚に気軽に相談することができますし、とてもやりがいのある仕事だと思っています。



## 執行

### 執行事務 秋田地方検察庁

執行事務では、裁判所で言渡しがあつた裁判の把握及び刑の執行に関する事務その他これに付随する各種通知等の事務を取り扱います。



刑の執行に関する事務の中でも、懲役・禁錮等の実刑判決の執行は、長期間にわたり個人の自由を制限することとなり、直接人権に影響を及ぼす重要な事務であることから、特に事務の正確性と迅速性が要請されます。

また、執行担当では、被害者の方などの希望に応じ、加害者の刑事施設での処遇状況や釈放等の情報を通知する事務も行っています。これは、被害者の方を保護するための取組の一つであるとともに、刑事司法について、被害者の方を始め国民の理解を得て、その適正かつ円滑な運用に資することを目的としています。

このように、執行事務は、国民の人権に密接に関わる事務であるとともに、国民が安全・安心な社会生活を送るための一助ともなる事務ですので、関係法令に則り、困難な問題は上司や上級庁等とも相談しつつ、事務処理には責任感を持って速やかに進めていくよう努めています。

## 徴収

### 徴収事務 鹿児島地方検察庁

徴収事務では、罰金等の徴収金に関する事務を取り扱っており、その具体的な内容は、納付義務者への納付告知や督促、未納者の資産を差し押さえる強制執行等を行うことです。

徴収金は、その全てが裁判に由来するため、裁判結果を把握することから事務が始まります。納付義務者の中には、



裁判結果が分かってすぐ現金書留でお金を送ってくる人もいる一方、経済的な理由などから納付が遅れる人もいます。しかし、徴収事務は国家刑罰権の執行として行う事務ですので、確実に徴収するよう心掛けています。

徴収金をなかなか納付できない人に対しては、面談や電話による粘り強い説得等を行いますが、それでも納付できない人については、労役場に留置する手続等を執らざるをえない場合もあります。

納付義務者と直接面談をすることによって分かることもありますので、直接面談することを心掛けていますが、私が勤務している名瀬支部は管内に離島を抱えているため、直接面談することが困難な場合もあり、その場合でも、電話でこまめに連絡を取るなどして、納付義務者の状況を把握して納付が実現するように努めています。

私一人では対応が困難な事案は、上司等のアドバイスを受けながら取り組んでいますが、その結果、未納者が納付に至ったときの達成感はひとしおであり、とてもやりがいのある仕事です。

## 検務部門

### 犯歴

#### 犯歴事務 和歌山地方検察庁

犯歴担当では、刑罰法令や人の資格に関する法令を適正に運用していくため、有罪の確定裁判を受けた事実（前科）を適正に把握・管理し、他の検察庁や警察等から照会があった場合には、対象者の前科の有無を調査し回答するほか、選挙権等の欠格事由について、市区町村に通知するなど重要な仕事を行っています。

前科は、個人のプライバシーの最たるものであり、その登録や回答に間違いがあってはなりませんので、緊張感と責任感が必要ですが、上司や先輩からのサポートを受けながら、法律に携わる者として成長できるよう頑張っています。

また、和歌山地検は小規模庁であり、担当事務以外に様々な業務に携わることがあり、経験が浅い時期から自己研さんに励むことができます。

業務を行う上で困ったことがあったときには、周囲の先輩方に気軽に相談できる環境であることから、良好な雰囲気の中で業務に取り組んでいます。

犯歴事務という重要な業務で、細心の注意を払って適切な処理を行うことに達成感を感じており、仕事だけではなく自分の時間も両立しながら充実した日々を過ごしています。



### 記録

#### 記録事務 高知地方検察庁

記録事務は、刑事裁判が確定した事件や不起訴処分となった事件の記録等の保管・管理を行うほか、保管記録等の閲覧に関する事務や裁判書の謄本等の交付に関する事務などを行います。



私は、主に記録の保管・管理の業務に従事しています。

記録は、法律等に定められた保管区分に従って、適正な保管・管理を行っています。

刑事裁判が確定した記録は、裁判官が裁判において被告人に宣告した判決の内容が記載された書面（裁判書等）とそれ以外の記録に分けて保管します。

それぞれ保管期間が異なっており、裁判書以外の多くの記録は数年で廃棄になる一方、裁判書は何十年も保管することになります。

裁判書は、関係人等の名誉等に直接影響を及ぼしかねない内容になりますので、保管作業の際には、裁判書が記録と分別されていることはもちろん、記録の中に裁判書に引用されている書面はないかなどを丁寧に精査し、適正な保管・管理を行う必要があります。

このような重要な仕事を任せられ、信頼できる上司や諸先輩方から指導を受けながら、充実した日々を過ごしています。

# Schedule

## とある1日のスケジュール

### 捜査部門

#### 始業



検察官と検察事務官はパディそのもの。朝一番の仕事は、スケジュールチェックから。今日一日の取調べや公判予定などを確認し、必要な手続や作成する書類の情報を共有しています。

#### 事件配点



警察から身柄事件の送致があり、事件の配点を受けました。逮捕された被疑者の弁解を聞く手続の準備をします。

#### 弁解録取・勾留請求



弁解を聞いた被疑者について、検察官が勾留の必要があると判断しました。勾留請求書を作成し、弁解録取書と送致記録と一緒に令状担当へ回付し、裁判所に勾留請求手続をします。

#### 昼休み

今日のランチは、御用達のお弁当。しっかりと栄養補給して、午後からの仕事に備えます。普段は、自作のお弁当を持参しています。

#### 事件記録の検討



検察事務官は、検察官の補佐役として、警察から送致された事件の記録を検討し、取調べや事件処分手続、裁判期日等のための準備をします。時には検察官に自ら気付いた証拠について述べるなど、意見を具申することもあります。

#### 被疑者の取調べ



被疑者の取調べを行い、犯行の動機や経緯、犯行状況などを聴き取ったり、疑問点があれば被疑者に尋ねます。被疑者に証拠を示し、被疑者から証拠についての説明を受けたりすることもあります。

#### 事件現場の確認



事件によっては、実際の事件現場に足を運ぶこともあります。検察官と一緒に現場検証を行い、現場だけではなく周辺の環境や事件当時の状況について確認することもあります。

#### 事件処分の判断・決定（処理決裁）



検察官は、事件の捜査を遂げると、被害者など事件関係者や被疑者の生活状況などの諸事情を併せて熟慮し、被疑者に最適な処分を決するため、上司の決裁を受けます。

#### 終業



一斉定時退庁日は、早めに退庁し、英語の語学力研さんを兼ねて、配信型TV等で趣味の洋画鑑賞をしたり、先輩事務官とカフェ巡りなど女子会を楽しみリフレッシュします。明日からも頑張ります！

### 検務部門（事件担当）

#### 始業



朝の業務開始は、検務第1担当内のミーティングから。今日一日の身柄事件の受理処理予定や特別な予定を担当内で情報共有します。朝一番の業務は、裁判所への書類の交付から始まります。裁判所に提出する起訴状等の各種書類や事件記録等担当内複数名でチェックしたものを持参します。

#### 事件受理



検察庁では、ほぼ毎日、警察等関係機関から事件送致等の書類を受け取ります。事件担当は、送致された書類や手続等に不備がないか確認した上で、受理手続をします。受理手続を経た事件記録等は、検察官に配点され、捜査が行われます。

#### 昼休み

ランチタイムは、母親の手作りお弁当です。出前も豊富なので、お弁当を注文している人も多数います。

#### 事件処理



事件担当には、捜査部門の検察官が事件処分決裁を受け、処分が確定した事件記録が回付されてきます。事件担当は、内容に不備がないかなどを確認し、システムに事件の処分内容を登録します。ここでも複数名によるチェックが行われます。

#### 他の担当事務をサポート



検察庁の規模によって異なりますが、事件担当の仕事だけではなく、同じ検務第1担当内の令状担当や証拠品担当の事務をサポートすることもあります。写真は、確定し終了した事件の証拠品を廃棄処分する手続をしているところです。このように検察庁では、それぞれの事務の繁忙度などによって、幅広く相互支援を行い、お互いの事務をサポートし合って仕事をしています。

#### 終業



勤務時間終了後は、早めに退庁します。週1、2回は、学生時代から続けているバレーボールの活動を地域の学校開放施設を利用して楽しみます。人気ドラマの放送も楽しみの一つです。リフレッシュして日々の仕事を頑張ります！

## 他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

### 在外公館

#### 欧州連合日本政府代表部 一等書記官（検事）

当代表部は、EU に対して日本政府を代表する機関としてベルギーのブリュッセルに所在しています。私は、当代表部において司法・内務、人権等の分野を担当し、日々、EU機関の担当者やEU加盟国・第三国の外交官等との人脈構築に励み、担当分野に係る情報の収集・分析等を行っています。EUは、各種政策や法整備を進めるに当たり法の支配、人権を基本的価値として極めて重視しています。このような EU の動きをみていく上で、検事として養ってきた法的思考力が試されているところです。欧州の検事や裁判官と交流する機会も多々あります。サイバー犯罪等の国境を越える犯罪が当たり前となっている今、かかる交流を通じて得られた人脈やノウハウは今後の財産となるに違いありませんし、日 EU の刑事司法協力の架け橋としての役割も担っていけるよう尽力したいと思っています。

なお、私が勤務する欧州連合日本政府代表部以外にも、

ウィーン国際機関やジュネーブ国際機関の日本政府代表部、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国等に所在する日本国大使館で検事が一等書記官として勤務しています。



#### 在ロサンゼルス総領事館 副領事（検察事務官）



私は、海外に在留、滞在する邦人が抱えている問題等について幅広く相談を受け、その解決に向けて必要な助言や援助を提供するという邦人援護業務に携わっています。邦人が事件や事故に巻き込まれた場合は、深夜休日にかかわらず至急の対応が必要となる場合もあり、大変な仕事ではありますが、これまでの検察事務官としての職務経験がいかすことができ、また、検察庁とは違った達成感を感じられる、非常にやりがいのある仕事です。

#### 在ベトナム日本国大使館 二等書記官（検察事務官）

私は、在ベトナム日本国大使館において、法務アタッシェとして勤務しています。日越両国の関係は、政治、経済、安全保障、文化をはじめあらゆる分野において発展しています。私の関わる法務・司法分野も例外ではなく、法制度整備支援や刑事事件に係る司法協力のほか、受刑者の移送、特定技能などの在留管理に関連する調整や情報収集などを行っています。検察庁ではなかなか経験できない仕事も多く、視野が広がる毎日です。





## 証券取引等監視委員会

### 事務局開示検査課 課長補佐（検事）

証券取引等監視委員会は、金融商品取引法違反事案に対する課徴金納付命令勧告・行政処分勧告、告発等を通じた市場監視に取り組み、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現に努めています。私は、主に開示規制違反に対する調査等を担当する部署において、事実認定、法令適用、証拠収集等につき助言、指導等を行っています。監視委には多種多様な専門家が集まっており、皆さんと知恵を出し合い、力を合わせて業務を行っています。

### 事務局総務課 情報技術専門調査官（検察事務官）

私が所属している部署では、インサイダー取引などの市場犯罪の調査に関する業務を行っています。当委員会には、証券会社などの民間企業の方々が所属しているため、民間のノウハウなども学ぶことができ、充実した日々を過ごすことができます。



検察庁の職員

## 東京国税局

### 査察部統括国税査察官付国税調査官（検察事務官）

査察調査は、大口・悪質な脱税に対し刑事責任を追究し、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に貢献することを目的としています。査察部では、脱税の疑いがある者の情報を収集した後、令状に基づく強制調査等により証拠を収集し、関係者への質問調査等を行うことにより、脱税者を検察官に告発するための業務を行っています。

調査には税に関する専門的な知識が必要な上、その目的に応じた手法を試行錯誤しながら行い、また、臨機応変に対応しなければならず、作業量を含め大変な業務です。しかし、検察庁ではできない脱税事件の最前線の現場を経験できる貴重な機会であり、私は周囲の方々からの助言や協力を得ながら、日々充実した業務を行っています。



## その他出向先

預金保険機構、司法研修所、内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、外務省、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

## 先端犯罪に関する取組 -JPEC (先端犯罪検察ユニット) とは-

昨今におけるデジタル技術・情報通信技術の加速度的な発展に伴い、スマートフォンやパソコンを利用した犯罪、サイバー空間での国境を越えた犯罪、暗号資産を悪用した犯罪等が頻発しており、犯罪の匿名化・広域化も顕著になっています。

JPEC (先端犯罪検察ユニット) は、令和3年4月1日、デジタル技術や情報通信技術を用いた犯罪 (先端犯罪) に適切に対応するため、先端犯罪の解明に有益な情報を収集・管理・提供すること及び先端犯罪の捜査・公判を支援することを目的として設立されました。

これらの目的を達成するため、JPEC は、東京と大阪に設置された DF 専門部署 (DF センター) も包含する全国的なネットワークを活かして、業務に当たっています。

# JPEC

## Japan Prosecutors

～先端犯罪検

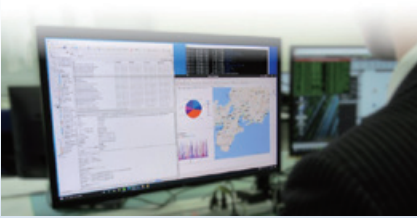
### 最先端の技術的知見の収集

先端犯罪の捜査・公判の遂行には、最先端の技術的知見の活用は不可欠です。しかし、検察官が個々の努力で最先端の情報にキャッチアップしていくことは現実的ではありません。

そこで、JPEC は、全国の検察庁のみならず、官民関係団体を通じるなどして、最先端の技術的知見を積極的に収集し、全国的なネットワークを活かして共有することによって、検察庁全体の真相解明能力の底上げ・強化を図っています。



## 捜査公判支援



押収したスマートフォンやパソコン等に保存されているデジタルデータを適正な手続きに基づき抽出し、抽出したデータを解析して犯罪立証のための証拠を見つける手法・技術のことを「デジタルフォレンジック（DF）」と言います。

全国的に多発するサイバー犯罪に立ち向かうためには、DF 技術を始めとする専門的知見を駆使し、真相解明に当たることが重要であり、JPEC では、スマートフォン等のデジタル機器からのデータ抽出、解析などといった様々な捜査公判支援を行っています。

# ECC

## Unit on Emerging Crimes

察ユニット～

さまざまな取組

## 官民連携 国際連携

近年、犯罪組織の広域化・無国籍化が進み、ランサムウェアを始めとするマルウェア攻撃が各国で深刻な被害をもたらしています。こうした状況の中で、安心・安全なサイバー空間を実現するためには、官民連携・国際連携が重要です。

JPEC は、官民関係団体や諸外国の法執行機関と連携し、情報交換を図るとともに、諸外国で開催されているサイバー犯罪関係の国際会議に参加するなどして、関係強化に努めています。



# 犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただいたりするなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となります。

その一方で、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方には、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、様々な場面で犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されています。

検察庁では、各種制度を被害者の方に説明した上、適切に運用することはもとより、事件の処分結果をお知らせしたり、自ら又は関係機関と連携して被害者の方の声に耳を傾け、そのニーズに応じた保護・支援に努めています。

検察庁で行っている制度や取組の例を紹介します。

## 被害者等通知制度

犯罪の被害に遭われた方やその親族等の方々（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

## 犯罪被害者の方々へ（パンフレット）

このパンフレットは、検察庁における犯罪被害者等の保護・支援のための制度について分かりやすく解説しているもので、犯罪被害者等にお渡ししています。

ホームページにも掲載していますので、御覧下さい。

[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji11.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)



## 被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、犯罪被害者等に、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、犯罪被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者等には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

## 徳島地方検察庁 被害者支援員・被害者支援担当事務官から

犯罪の被害に遭われた方やその御家族等の方々（以下「被害者等」という）は、その突然の出来事に戸惑い、大きな不安を抱えています。また、刑事手続がどのように行われるのか、検察庁や関係機関でどのような支援を受けることができるのかなど、様々な不安をお持ちになっています。

被害者支援員は、そのような被害者等を支援するため、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」等を通じ、電話や来庁される被害者等の支援を行っています。被害者等の対応では、心情に配慮しながら誠意を持って接し、少しでも被害者等の不安を和らげるように心掛けています。

被害者支援担当事務官は、検察官や立会事務官による被害者等通知の作成を手助けしたり、被害者支援員とともに、来庁した被害者等の対応をしたりしています。

また、徳島地方検察庁では、徳島弁護士会と「犯罪被害者等に対する連携支援の実施に関する申合せ事項」を締結し、令和3年12月1日から、検察官が被害者等にこの連携支援制度を説明し、被害者等が希望すれば、弁護士会に取り次いで、弁護士会が犯罪被害者弁護士を選定し、法律相談を実施するなど、捜査段階の早期から犯罪被害者弁護士による被害者支援を図っています。



## 再犯防止等に関する取組

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。平成 28 年 12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」やそれに基づき閣議決定された「再犯防止推進計画」を踏まえ、保護観察所、地方公共団体、福祉機関、弁護士といった関係機関とも連携して被疑者・被告人の再犯防止と社会復帰支援に取り組んでいます。

### 最高検察庁刑事政策推進室の役割

最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者等の保護・支援、児童虐待事案への対応及び罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援といった刑事政策に関する諸課題について、全国検察庁における取組の集積と情報提供を行っています。

また、検察職員全体の能力向上のため、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において刑事政策に関する講義等を実施しているほか、連携先となる関係機関等における講演や各種勉強会への参加などを通じ、より効果的な取組に向けた連携の構築・強化を図っています。



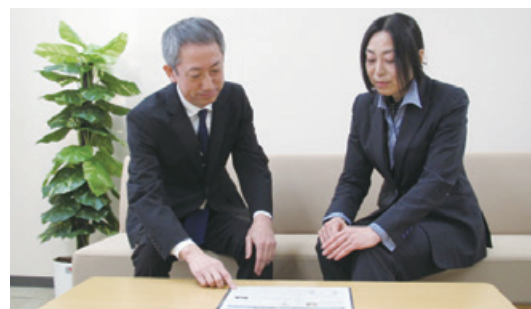
さまざまな取組

### 山形地方検察庁 刑事政策部門・再犯防止担当（社会復帰支援担当）から

罪を犯した者に対して、犯した罪に見合う刑罰を科して反省を促すことは大切なことですが、犯行に至るまでの背景には、対象者ごとに様々な事情があり、犯行時には、住居や仕事がない、高齢者の一人暮らしで適切な監督者がいない、福祉サービスの相談先が分からないなどの要因があり、これら負の要因が解消されない限り、同じ過ちが繰り返されることとなります。

山形地方検察庁では、罪を犯した者が社会から孤立しないよう、地域全体で見守り支援する体制を整え、そのことを対象者に認識させることが再犯防止につながるという考えの下、保護観察所、社会福祉協議会、地域生活定着支援センター、自治体、医療機関、警察など多くの支援機関と連携して取り組んでいます。

例えば、対象者が、起訴されずに釈放された後、福祉的支援をスムーズに受けられるよう、事前に福祉機関を交えたケア会議を当庁で開き、釈放後の支援体制を前もって整えることで対象者の立ち直りを支え、再犯防止につなげています。



# 刑事司法における国際協力

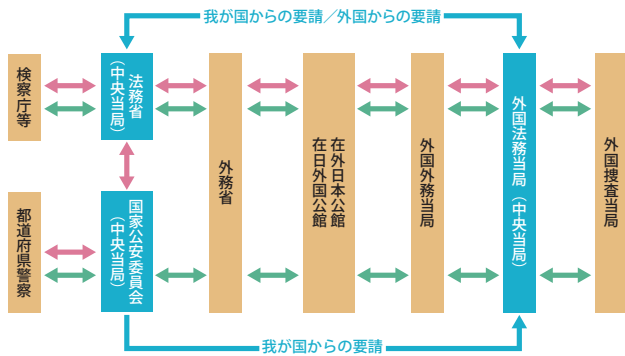
## 海外の捜査当局との協力

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になり、交通手段や情報通信技術の発展・進展に伴い、ヒト・モノ・カネの国際的な移動や情報の国際的なやりとりが容易かつ頻繁に行われています。その一方で、組織的な詐欺事件や麻薬密輸事件など国境を越えて取行される犯罪が増加するなど犯罪の国際化が進んでいます。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、

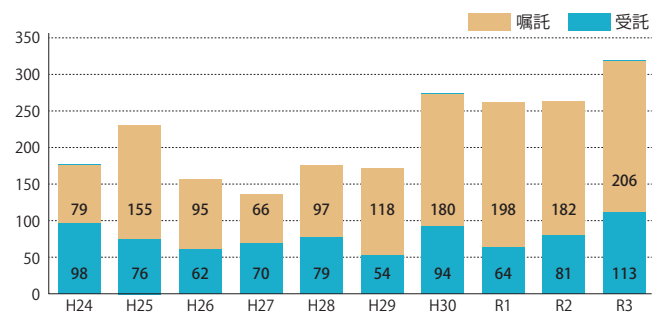
EU、ロシア及びベトナムとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

## 捜査共助の手続



## 国際共助事件件数



「嘱托」とは、我が国が外国に共助を要請するものです。  
「受託」とは、我が国が外国から共助の要請を受けるものです。

### Column

## 逃亡犯罪人引渡し・捜査共助とは

例えば、我が国で高価な美術品である絵画を盗んだ窃盗犯人が国外（A国）に逃亡してその絵画を売却したとします。

外国の主権等との関係で、我が国の捜査機関が外国で捜査活動を行うことは原則としてできませんので、A国にいる犯人を逮捕したり、絵画を買い取った関係者から事情を聴取し、あるいは、犯罪の証拠である絵画を押収したりするためには、A国に協力を求める必要があります。そこで、このような場合には、検察官としては、法務省等を通して、A国に対し、犯人を我が国に引き渡すこと（逃亡犯罪人引渡し）や、関係者の事情聴取を行うとともに、絵画を押収して我が国に提供すること（捜査共助）を要請することが考えられます。

我が国から要請を受けたA国の捜査機関は、A国の

法令等に従って、対応することとなります。

我が国とA国が二国間又は多数国間の条約・協定の締結国である場合には、外交ルートを通さずに捜査共助のやりとりができるので、迅速・円滑に協力を行うことができます。



## ワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化（フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等）を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

### 育児と仕事

#### 津地方検察庁（検事）

現在 5 歳となる長女が誕生した際、約半年間の育児休業を取得しました。

その後、検察庁に復帰し、現在は津地検において様々な事件を担当しています。

現在は、遅出勤務を活用し、朝に夕食の用意を済ませ、こどもの登園準備をした上で、こどもを保育園に送ってから登庁しています。

また、転勤もあり両親が近くに住んでいるわけではなく、私かフルタイムで勤務する妻のどちらかが緊急の対応をしなければならないこともありますが、その際にも、仕事の割り振りを変更してもらうなど、上司や同僚の検察官には協力してもらっています。

このような育児の経験は、執務をする上でもとてもよい経験だと感じており、今後も、育児の過程で得た経験を執務にも活かせるよう、様々な制度を活用し執務に臨みたいと思います。



#### 佐賀地方検察庁（検察事務官）

長女を出産した際に、通算 9 か月の産休・育休を取得し、育児に専念することができました。

現在は立会事務官として日々業務に励んでいますが、こどもの急な発熱等により保育園から呼出しがあることもあり、子の看護休暇等の各種制度を活用しながら、仕事と育児の両立を図っています。

今後も充実した職場環境や周囲の協力を感謝しながら職務に励みつつ、日々成長するこどもの様子もしっかり見届け、公私共に充実した日々を送りたいと思います。



さまざまな取組

### 仕事と趣味

#### 神戸地方検察庁（検事）

私は、公判部の検事として、主に起訴された事件の公判に立ち会う業務にあたっています。そのような日々の仕事の合間に、職場の人たちと一緒にサッカーをして汗を流すことが私の趣味です。

検察庁にもサッカー部があり、私は検事に任官して以来、ずっと所属しています。これまでに、毎年行われる全国の検察庁の職員で行う大会に参加したほか、警察官のチームと試合をしたり、時には韓国の検察官のチームと試合をしたこともありました。

近年ではワールドカップカタール大会があり、私も含めて日本中のたくさんの人が日本代表の試合に釘付けになりました。

ワールドクラスの選手のように鋭いドリブルなどはできませんが、休みの日に職場の人たちとボールを蹴ることは私の活力の源になっています。



# 検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

## その他 Q&A

### 検察官・検察事務官の資格、採用について

**Q** 検察官になるための資格について教えてください。

- A**
- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
  - 2 裁判官（判事・判事補）
  - 3 弁護士
  - 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
  - 5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

**Q** 検察事務官になるための資格について教えてください。

- A** 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

**Q** 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

- A** 年齢については特段の制限はありません。また、学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わる場合があります。

※ 検察官の定年は、令和4年度までは63歳でしたが、令和5年度から段階的に引き上げられ、令和8年度からは65歳となります（検事総長は従前から65歳）。

**Q** 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

- A** 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っていますので、同課にお問い合わせください。検察事務官の採用については各地方検察庁ごとに取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

### 検察庁の広報について

**Q** 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

- A** 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていたくため、広報活動を積極的に行っています。

主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っていますので、詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

**Q** 検察官の着けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか。

- A** 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におきる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁ホームページはこちら

<https://www.kensatsu.go.jp>



最高検察庁ツイッターはこちら



# 検察庁所在地一覧

2023年1月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
福岡	〒810-0044	福岡市中央区六本松 4-2-3	092-734-9000	
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町 1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町 5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央 1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町 82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橋通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方 1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内 1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区六本松 4-2-3	092-734-9090
佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185	
長崎	〒850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267	
熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町 1-12-11	096-323-9030	
大分	〒870-8510	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100	
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川 1-15-15	098-835-9200	



Public  
Prosecutors  
Office

